

全国



第2233・34号

ぜんこくしぎかいじゅんぱう

市議会旬報

令和5年 7月15日 (2023年)

毎月3回5の日に発行 発行 全国市議会議長会

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-2 代表 TEL 03 (3262) 5234 旬報 TEL 03 (3262) 5237 発行人 橋本 嘉一 https://www.si-gichokai.jp 議長会HP



一般財源総額の確保・充実

第161回地方財政委員会



岸地方財政委員長 (茅ヶ崎市)

地方財政委員会(委員長岸正明茅ヶ崎市議会議長)は7月5日、全国

都市会館で第161回委員会を開催し、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保・充実などを求める要望書を決定した。席上、岸委員長は、急速に進行する人口減少、少子・高齢化に対応した福祉・医療サービスの充実や地域の防災・減災対策をはじめ、活力ある地域社会の実現のための地方創生の推進など財政需要は増加の一途にあるため、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保の必要性について強調した。

地方財政委員会重点要望事項

- (1) 一般財源総額の確保・充実、臨時財政対策債の縮減・償還財源確保
(2) 地方交付税の総額確保、法定率の引上げ
(3) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の所要額の十分な確保、弾力的な運用
(4) 地方自治体が機動的かつきめ細やかに対策を実施可能な地方財政措置
(5) 公共施設等適正管理推進事業費の財源確保、除却事業に係る財政支援措置の拡充
(6) 地方税制の拡充強化、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築
(7) 固定資産税の安定的確保、制度の根幹に影響を与える見直しは断じて行わないこと、現行の特例措置の期限の到来をもつての確実な終了
(8) 電動自動車の比重が大きくなる中、地方の財政需要に対応した自動車関係諸税の税源の安定的な確保
(9) 電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税の現行制度の堅持
(10) ゴルフ場利用税の現行制度の堅持
(11) 国際課税ルールの見直しにあたり、地方法人課税を踏まえた制度の構築



尾身総務副大臣 (右から2人目)

要望は、▽地方税財政▽地方債計画▽地方公営企業▽国庫補助負担金の4本の柱から構成(全文は本会ウェブ掲載)。地方税財政については、新型コロナウイルス感染症やエネルギー価格・物価高騰等の影響により、令和6年度も大幅な財源不足が見込まれている。このことから、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保・充実に当たり、財源不足の補填を図り、財源不足の補填に当たって臨時財政対策債が累積することのないよう、発行の縮減と償還財源の確保など、重点要望事項として11項目を求めている(右掲)。このほか、令和元年度から市町村及び都道府県に配分されている森林環境譲与税は、市町村の使用状況や林業需要等を勘案したうえで、必要に応じて譲与基準など所要の見直しを求めている。これは人口に対する配割合が高いため、人口が多い市町村への譲与額が多く、人口が少ない市町村への譲与額が少ないなど、大都市と地方との間で配分額に著しく差が生じていることから、譲与基準の見直しを求めたもの。当日は、総務省の山口最丈自治税務局企画課長から「地方税制の動向と課題」、新田一郎同省自治財政局財政課長から「地方財政をめぐる最近の動向」と題して説明した。委員会終了後、岸委員長、鈴木弘睦副委員長(袋井市)、花牟礼薫副委員長(鹿屋市)は尾身朝子総務副大臣に面談し、同委員会でも決定した地方財政対策に関する要望を行った。

※森林譲与税の譲与基準 私有林人工林面積... 林業就業者... 人口...

空き家・空き地問題特別委員会

要望・提言に向けて 論点を整理



岡本 空家・空き地問題
特委委員長(三原市)

本会の「空家・空き地問題に関する特別委員会」(委員長 岡本純祥三原市議会議長)は7月6日、全国都市会館で第1回委員会を開催し、要望・提言に向けて空家・空き地問題における論点を整理した。翌7日には、越谷市の空家問題への取組などについて現地調査を実施した(3・4面)。

人口減少、少子高齢化の進展等に伴い、空家、空き地が増加傾向にある。国では空家等対策特別措置法の制定などにより、各種施策を講じている。また、委員会は「空家・空き地問題」に関する調査の実施を了承。▽各市区の現状▽法令に基づく施策の実施状況▽問題解決に向けた各市区の取組状況―などを取りまとめ、要望・提言に反映するとした。

空き家の現状(背景・要因・影響)

人口減少、少子高齢化が進展し、単身または夫婦のみの高齢者世帯が増加していること等を要因として、空き家が増加する傾向にある。総世帯が約5,400万世帯に対して住宅ストック数は約6,240万戸で約16%上回っており、供給過剰の状態となっている(平成30年時点)。

平成30年10月現在の空き家の総数は849万戸(空き家率13.6%)、20年で約1.5倍に増加しており、種類別にみると、「賃貸用又は売却用の住宅」が462万戸、「その他の住宅(別荘などの二次的住宅と賃貸用等の住宅のほかに、人が住んでいない住宅)」は349万戸で20年間で約1.9倍に増加しており、「その他の住宅」は令和12年には470万戸程度まで増加すると見込まれている。

空家問題としては、老朽化による倒壊の危険性、景観の悪化、ごみの不法投棄など、周辺環境への悪影響のほか、不法侵入、放火等治安悪化も懸念される。

※出典:総務省「平成30年住宅・土地統計調査」、国土交通省「空家対策小委員会とりまとめR5.2.7」

空き地の現状(背景・要因・影響)

世帯数を大幅に上回る住宅ストックがある中で、人口減少等により土地需要が減少しており、居住地から離れた土地の相続、空き地所有者の高齢化や中心市街地のニーズが低下してきたこと等により、空き地が増加している。

世帯の保有する空き地面積(平成30年10月1日現在)は1,364km²、5年間で約1.4倍に増加している。全国で2割以上の土地が所有者不明土地といわれており、今後、更なる増加が見込まれる。

土地所有意識の希薄化や土地利用ニーズの低下が進む中、所有者による適正な管理が行われていない土地(管理不全土地)の増加が懸念されており、将来的に所有者不明となる蓋然性が高い。また、相続未登記農地及びそのおそれのある農地は全農地の約2割(93.4万ha)を占めている。

※出典:国土交通省「平成30年土地基本調査」

人口減少、少子高齢化の進展等に伴い、空家、空き地が増加傾向にある。国では空家等対策特別措置法の制定などにより、各種施策を講じている。また、委員会は「空家・空き地問題」に関する調査の実施を了承。▽各市区の現状▽法令に基づく施策の実施状況▽問題解決に向けた各市区の取組状況―などを取りまとめ、要望・提言に反映するとした。

委員会で要望・提言の取りまとめに向け、空家及び空き地問題の現状と課題等の論点を整理した(下掲)。

委員会で要望・提言の取りまとめに向け、空家及び空き地問題の現状と課題等の論点を整理した(下掲)。

委員会で要望・提言の取りまとめに向け、空家及び空き地問題の現状と課題等の論点を整理した(下掲)。

空家対策の課題・論点

- ① 所有者に対する課題
 - ▶ 空き家の管理・活用への意識の醸成と情報提供
 - ▶ 空き家の管理・活用等への相談体制の整備
 - ▶ 利活用や除却の決断を後押しする制度・事業
- ② 地方自治体の課題
 - ▶ 空家対策への体制づくりと人材育成
 - ▶ 空き家所有者探索の合理化
 - ▶ 地域の実情に応じた空家問題への対応
 - ▶ 空家等対策計画の策定、協議会の設置
 - ▶ 空き家バンクの十分な活用方法
 - ▶ 所有者不明・相続人不在の空家への措置
 - ▶ 特定空家*等に対する措置

※特定空家 …そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう(空家等対策特別措置法抜粋)

空き地対策の課題・論点

- ① 所有者不明土地等の発生抑制・利用促進
 - ▶ 土地利用の促進と土地管理の確保の体制整備
 - ▶ 土地の所有者とその所在の明確化
 - ▶ 土地所有者の探索の合理化
 - ▶ 登記手続の負担軽減
 - ▶ 土地情報基盤のあり方
 - ▶ 地方公共団体における地域福祉増進事業の活用
- ② 管理不全土地の管理・利用促進
 - ▶ 所有者への管理・活用への意識の醸成と情報提供
 - ▶ 所有者への管理・活用等への相談体制の整備
 - ▶ 活用等を促す制度・事業の存在
 - ▶ 所有者不明の場合の地方自治体の負担に対する支援
- ③ 地方自治体の課題
 - ▶ 空き地対策への体制づくりと人材育成
 - ▶ 空き地所有者探索の合理化
 - ▶ 地域の実情に応じた空き地問題への対応
 - ▶ 所有者不明対策計画の策定、協議会の設置
 - ▶ 空き地バンク、農地バンクの十分な活用方法
 - ▶ 空家・空き地対策の一体的・総合的推進の取組

越谷市の概要

埼玉県南東部に位置する「水辺空間」と「都市空間」が融合した街、越谷。市内に5本の一級河川や用水路が流れ、古くより「水郷こしがや」と呼ばれた。江戸時代には日光街道の第3の宿場町「越ヶ谷宿」として賑わいを見せ、徳川初代将軍家康公が鷹狩りを楽しみに同地を度々訪れたことから、市内には「越ヶ谷御殿跡」など、家康公ゆかりの遺跡も残る。

高度経済成長期に入ると、交通網の整備により東京都心部へのアクセスが向上し、首都圏のベッドタウンとして人口が急増、市街化が急速に進行した。

街の都市化により、水田のあった当時の遊水機能が低下し、豪雨を伴う台風時には、度々浸水被害が生じていたため、市内を流れる河川の治水対策として調節池建設と土地区画整理の一体的整備事業に着手。年間約5,000万人が来訪する日本最大の広さのショッピングモールを擁する「越谷レイクタウン」が平成20年にオープンした。平成27年、中核市に移行。人口34万3,644人、面積60.24km²。



「空き家・空き地問題に関する特別委員会」は翌7日、埼玉県越谷市を訪れ、同市の空き家問題への取組について調査を実施した。

当日は、越谷市議会議事事務局議事課長の藤浪孝之から、同市議会の委員会



現地調査 空き家・空き地問題 特別委員会

旧邸宅を改装し、新たな価値を生み出した旧日光街道沿いの古民家複合施設「はかり屋」(本会撮影)



あいさつする島田副委員長(越谷市)

氏から「越谷市議会における空き家等の適正管理に関する取り組み」、同市都市整備部建築住宅課長の岩本昌幸氏から「越谷市における空き家問題に関する取り組み」について話を伺った。



福田越谷市長

説明に先立つあいさつで島田玲子副委員長(越谷市)は、少子高齢化の影響などにより越谷市でも空き家が増加し、管理が問題となっていたこと

を説明し、調査に当たって同市に来訪された

昭和40年代人口増加 半世紀経過 空き家問題

越谷市は、昭和37年に市内を南北に縦断する東武伊勢崎線と地下鉄日比谷線の相互乗り入れが開始され、都心へのアクセスが飛躍的に向上。同48年には市

内を東西に横断するJR武蔵野線の開通、自動車交通網では、同市を縦断する国道4号バイパスが開通するなど、交通基盤の整備により、昭和40年当時7万600人だった人口は、10年後には19万人に達し、急激な人口増加とともに都市化が進展してきた。

委員に歓迎の意を表した。岡本純祥委員長(三原市)は、現地調査及び意見交換を通じて、国に対する要望・提言に結びつけていきたい旨、述べた。

見交換を通じて、国に対する要望・提言に結びつけていきたい旨、述べた。



藤浪議事事務局 議事課長

平成26年 空き家等の適正管理 議員提案条例制定

平成22年に埼玉県所沢市で全国初となる「空き家等の適正管理に関する条例」が制定され、以降、全国的に空き家・空き地等の対策が活発化。越谷市議会でも一般質問や委員会での質疑で空き家・空き地問題を取り上げる議員も多く、これらを背景に平成25年10月、

議員の呼びかけにより、空き家等対策のための検討会を開催。条例制定の時期や進め方等に関する協議を行い、特別委員会を設置する方向性を決めた。その後、同年12月定例会で空き家等対策検討特別委員会を設置し、空き家等の適正管理に関する条例の制定に向けた具体的な協議を開始した。特別委員会では、同市の空き家等対策の現状に関する調査や先導自治体への

現地調査参加委員(副委員長)

- 【委員長】 岡本純祥(三原市)
【副委員長】 燕 昌克(留萌市)
島田玲子(越谷市)
【委員】 橋山直義(帯広市)、安井和則(能代市)、相田克平(米沢市)、大宮 正(輪島市)、飯野 久(南アルプス市)、伊藤正実(つくばみらい市)、渋井由放(那須烏山市)、渡辺賢次(船橋市) ※いずれも敬称略

行政調査等を実施するなど、計10回にわたる会議の成果として、条例の素案を策定。その後、広く市民から意見を募り、これら意見を踏まえた条例案を取りまとめ、平成26

年12月定例会で委員会提案による「越谷市空家等の適正管理に関する条例」が可決、制定された(条文は越谷市ウェブサイトに掲載 [リンク](#))。

適正管理 補助制度活用で 空き家除却促進

岩本課長は、越谷市における空き家対策について、市の補助制度などの取組、今後の対策を説明した。



岩本 建築住宅課長 (越谷市)

年度)によると、越谷市の空き家率は7.9%(全国平均13.6%)と低いものの、少子高齢化と人口減少に伴い、令和15年度には21.9%まで上昇することが見込まれる。

空き家の増加が予想される状況に対応するため、市では議員提案で制定した「越谷市空家等の適正管理に関する条例」により、管理不全空き家等へ

の助言指導や危険な状況が切迫している所有者不明の空き家の安全措置などを進めてきた。また、平成31年3月には「越谷市空家等対策計画」を策定。空き家について①適

正管理の促進②発生予防・抑制③活用・流通の促進④基本方針として定め、様々な施策を展開している。

終活ノート 民間連携 条例改正 多岐にわたる対策

越谷市では、住宅が空き家等になる要因の約6割を占めるとされる相続への対策として「住まいの終活ノート」を作成・配布し、空き家の予防・抑制に取り組んでいく。

空き家にしない!
「もしも」にそなえる
住まいの終活ノート

- 1 建物の管理について
- 2 住まいの終活ノートの活用イメージ
- 3 住まいの終活ノートを書いていきましょう
 - (1) 基本情報
 - (2) 家系図
 - (3) 不動産
 - (4) 将来のご希望について
 - ① 生きている間
 - ② 亡くなった後
- 4 ほかにもある「住まいの終活」
- 5 各種相談先
- 6 フリースペース

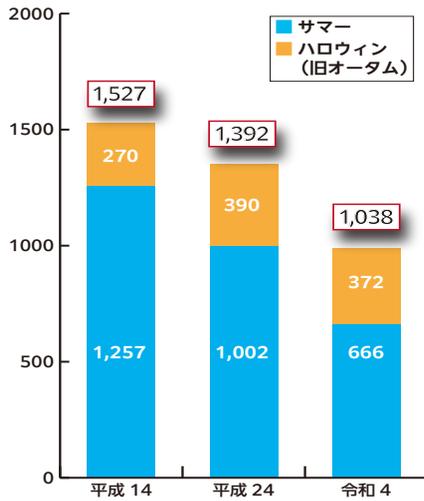
越谷市ウェブサイトへリンク
空き家の活用・流通の促進については、取組としては、平成31年2月に公益社団法人埼玉県地建物取引業協会越谷支部と

「越谷市空家等対策事業の実施に関する協定」を締結し、市民が安心して空き家について相談できる体制を構築した。同時に市場における建物の価値の査定や除却費用の算出を行い、空き家の価値を具体的に示すことで活用や流通の促進に繋げている。協定締結以来、宅建協会の対応により累計65件が解消された。また、同じく宅建協会との協定に基づき行っている「越谷空家バンク」や、死亡届の際に遺族に渡している「おくやみハンドブック」に、空き家を相続した人への相続登記や空き家の適正管理及び活用・流通等について掲載することで、意識啓発を図っている。今後の空き家対策について、市は「越谷市空家等の適正管理に関する条例」を一部改正(令和5年4月1日施行)した。管理不全な空き家等に対し、軽微な措置を講ずることや周辺への悪影響を減らすことができることを認める場合に、開いている窓の閉鎖や立木の枝葉の切除などが実施可能になった。また、危険な状態が切迫している管理不全な空き家等に対して、所有者等が判明している場合でも緊急安全措置を講ずることが可能となった。

き家等の除却に対して補助金の支給を行っており(主な要件は下表掲)、令和4年度中に4件の特定空き家等の除却に至った。同時に、空き家を改修して地域活性化の用途に10年以上継続活用する場合に上限30万円の補助金を支給する改修補助制度も導入している。

越谷市 空き家の除却補助制度	
主な要件	
補助対象空き家	以下のすべてを満たす空き家等 ○空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する勧告を受けていない特定空き家等 ○昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築されたもの ※補助を受ける目的で故意に破損されたものや、過去に補助金を受けたものを除く
対象工事	○空き家等の除却並びに廃材の撤去及び処分に係る工事 ※補助金の交付決定を受ける前に契約した工事や市外業者が施行する工事を除く
補助額	○補助対象工事費の5分の4(上限30万円) ※補助対象空き家等が未接道等敷地にある場合は上限50万円

市町村振興宝くじの売上額推移 (単位: 億円)



※併売くじがある場合には、併売くじを含む。
 ※端数処理の都合により合計が一致しない場合がある。
 (全国市町村振興協会資料をもとに本会作成)

は、秋のハロウィンジャ
 サマージャンボ宝くじ
 後賞合わせて7億円。販
 売期間は8月4日(金)まで。
 サマージャンボ宝くじ
 は、秋のハロウィンジャ
 宝くじの売上は大幅

サマージャンボ 7月4日(火)から8月4日(金)
販売開始
収益は自治体財源に

サマージャンボ 7億円
サマージャンボ 3千万円
 当せんのチャンス広がる!
 1等前賞合計が7億5,000万円
 1等賞2億5,000万円
 1等後賞合計が3千万円
 1等賞500万円
 PCやスマホでネット購入!
 宝くじ公式サイト
 https://www.takarakuji-official.jp/

サマー
 ジャンボ宝
 くじの販売
 が7月4日
 (火)からはじ
 まった。1
 等の当せん
 金額は前
 後賞合わせ
 て7億円。販
 売期間は8月
 4日(金)まで。
 サマージャン
 ボ宝くじと
 ともに「市
 町村振興宝く
 じ」として、
 売上金のうち
 36%(令和4
 年度)が収益
 金となり、市
 区町村の貴重
 な財源として
 、様々な公益
 事業に活用さ
 れている。上
 金は近年減少
 傾向にあり、
 5月2日から
 6月2日まで
 販売された直
 近の「ドリー
 ムジャンボく
 じ」の売上は

iJAMP「市議会最前線」/ 大分県大分市



市議会が進める独自の取組を
 毎月紹介する時事通信社「iJAMP
 「市議会最前線」」。7月は大
 分県大分市が取り組む「大分市
 議会における若年層に関する取
 組」を紹介しています。

トップページ > 議会改革の取組 > iJAMP 市議会最前線



市区町村の振興を目的として
 販売される「サマージャンボ宝く
 じ」について、貴市区議会にお
 かれても、市区長部局と連携
 いただき、売上額の向上につな
 がる取組について、格別のご高
 配をお願いします。

に減少。前年比52億円
 (12%減)の37.8億円
 となっている。
 このような中、総務省
 の地方財政審議会が総務
 大臣に提出した「活力あ
 る多様な地域社会を実現
 するための地方税財政改
 革についての意見(令
 和5年5月25日)」の中
 で、「今後も、人口減少
 等により、宝くじを取り
 巻く環境が一層厳しくな
 る」と指摘。「宝くじの
 売上回復を通じた地方
 財源の確保を図っていく
 ため、売場・インターネッ
 ト双方における効果的な
 販売促進策について検討
 を行い、速やかに対策を
 講じていくべき」として
 いる。



松江市役所新庁舎
 (写真提供=松江市)



議場
 (同左)

新庁舎落成
 ▼松江市(島根県)
 〒690-8540
 松江市末次町86
 電話番号、ファクス番号
 は変更なし
 内装には八雲和紙や
 地場産木材など地元の素
 材が使用されており、傍
 聴席には障害者に配慮し
 たスロープやヒアリング
 ループのほか、防音構造
 の親子席などが整備され
 ている。

訃報
 細川博史氏(土佐清水
 市議会議長) 7月9日逝
 去、64歳。葬儀告別式は
 7月13日、市内で執り行
 われた。喪主は次女の文
 恵さん。

- 議会人事**
- ▼議長 小野恵章(6・14)
 - ▼東松島 山本泰夫(6・16)
 - ▼羽咋 尾花功(6・16)
 - ▼田辺 坂野智(6・19)
 - ▼千歳 大石幸一(6・21)
 - ▼蕨 小谷和志(6・21)
 - ▼瀬戸内 近沢弘幸(6・22)
 - ▼深川 本郷昭代(6・22)
 - ▼西尾 瀬之間康浩(6・27)
 - ▼横濱 副議長
 - ▼野田 邑樂等(6・9)
 - ▼筑西 小倉ひと美(6・13)
 - ▼田辺 橘智史(6・16)
 - ▼千歳 五十嵐桂一(6・19)
 - ▼蕨 古川歩(6・21)
 - ▼瀬戸内 河本裕志(6・21)
 - ▼深川 大前昭代(6・22)
 - ▼西尾 藤井基夫(6・22)
 - ▼横濱 福島直子(6・27)
 - ▼事務局長
 - ▼横濱 豊基信(4・1)
 - ▼志摩 中島治久(4・1)
 - ▼瀬戸内 大原克友(4・1)
 - ▼大竹 山田智徳(4・1)

議員の皆さまのための福利厚生制度

傷害総合保険

全国市議会議員団体補償制度のご案内

保険期間 令和 5 年 8 月 1 日から 1 年間



割安な保険料で大きな補償!! / 本人型 月々3,500円 夫婦型 月々5,700円 家族型 月々7,900円

全国市議会議長会では、議員の皆さまが、不慮の事故によるケガ等に備えて、安心して議員活動を行うことができるよう、全国の市区議会議員を対象とした団体補償制度を用意しています。

割安な保険料で大きな補償！ 月額保険料 3,500 円で最大死亡・後遺障害保険金額 2,000 万円！

月額保険料3,500円で最大死亡・後遺障害保険金額2,000万円の補償。一般の保険に個人で加入するよりも割安な保険料で大きな補償を受けることができます。

団体契約による割引^(※)がない場合と比較すると年間10,560円もお得です!! (※) 団体割引20%

1年間の保険料は年齢に関係なく、本人型は月額3,500円、夫婦型は月額5,700円、家族型は月額7,900円となっています。

日常生活や議員活動中の事故によるケガまで24時間の安心補償！ 地震など天災事故によるケガも補償！

「ケガの補償」は、日本国内・海外を問わず、通勤途中、公務中、家庭内、職場内、旅行中など、日常生活や議員活動中における24時間のあらゆるケガを補償。地震・噴火、これらによる津波に起因する死亡・後遺障害・入院・通院も補償します。

「賠償の補償」は、本人だけでなく、配偶者や同居の親族などが日常生活において、他人をケガさせたり、他人の財物を壊したりしたことにより、法律上の賠償責任が発生した場合に補償します。

議員 1 人のお申し込みでご家族の皆さまを補償！ 医師の診査不要で加入手続きが簡単！

令和4年度より「家族型」が新設され、議員の皆さま1人のお申し込みでご家族の皆さまを補償できるようになりました。

家族型への加入なら配偶者、本人またはその配偶者の同居親族、本人またはその配偶者の別居の未婚の子も補償の対象となります。

市区議会議員の皆さまであれば、どなたでも加入することができ、加入に際して医師の診査は不要です。

保険期間は8月1日から 中途加入も随時受付！ 議員退職時に継続加入も可能！

保険期間は、毎年8月1日から1年間で、中途加入も随時受け付けており、特段の申し出がない限り、翌年度以降も自動更新となります。

また、議員退職時において継続して加入することもできます。

継続して加入されている方は、8月1日補償開始時(契約更新時)にプランの変更ができます。

資料をご希望の方は、全国市議会議員互助会までお気軽にお問合せください。☎ 03-3262-5233

全国市議会議員団体補償制度の概要

全国市議会議員 団体補償制度のご案内

ケガの保険 (傷害総合保険)

月額3,500円 [夫婦型は5,700円 家族型は7,900円] で充実の補償をご提供!!

※加入対象者:市区議会議員の皆さま(議員退職時に継続加入いただけます。)

「家族型」もご用意しています!!

議員の皆さま1人のお申し込みで ご家族の皆さまを補償できます!

- 1 本人 2 本人の配偶者
 - 3 本人またはその配偶者の同居の親族^(※)
 - 4 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- (※) 親族: 6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族

制度の特長

保険料(3,500円/月)が割安! 最大死亡・後遺障害保険金額2,000万円の補償
団体契約による割引がなければ保険料は本人型で4,380円/月となります。

たとえばこんな場合、補償の対象になります。



日常生活や議員活動中の事故によるケガ 自宅で誤って転倒によるケガ 同居の子供や孫が他人のものを破損させた

保険金額と保険料

(保険期間: 2023年8月1日午後4時から1年間)
(団体割引20% 過去の損害率による割増15%)
(保険期間1年、職種級別A級)

プラン	本人型			夫婦型		家族型	
	本人	本人	配偶者	本人	配偶者	同居の親族と別居の未婚の子	
補償の対象者	本人	本人	配偶者	本人	配偶者	同居の親族と別居の未婚の子	
補償内容	保険金額						
死亡・後遺障害保険金額	2,000万円	2,000万円	1,000万円	2,000万円	1,000万円	500万円	
入院保険金日額	8,600円	8,600円	8,200円	8,600円	8,200円	4,350円	
通院保険金日額	4,800円	4,800円	4,200円	4,800円	4,200円	2,100円	
手術保険金	重大手術の場合						入院保険金日額の40倍
	重大手術以外の場合						入院中の手術: 入院保険金日額の20倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍
個人賠償責任補償	最高2億円(自己負担なし)						
月払保険料	3,500円	5,700円	7,900円				

天災危険補償特約・後遺障害等級限定補償特約(第1級~3級)・手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約

〈お問い合わせ先〉(有)都市企画センター 〒162-0822 新宿区下宮比町2-28-328 Tel: 03-5261-8539 受付時間: 平日午前9時から午後5時まで
〈引受幹事保険会社〉損害保険ジャパン株式会社

SJ23-04381(2023.7.10)

SJ23-04533(2023.7.12)